

1830年以後の特別区分の建造物及び美術品の保護に関する

法律 1469/1950 号

(ユネスコによって作成された非公式翻訳)

パウロス・ギリシャ国王

議会の満場一致の票決に基づき、次の通り決議し、命じる。

第1条

1.(a)(史跡並びに遺跡以外の)特別天然景勝として分類されている場所での建造物の建設と、そこにある1830年以後の建造物、記念物並びに建物一般の修理、工事、造作等と、(b)特別保護命令が必要とみなされた特別保護に価する美術品として分類されている、1830年以後の建造物又は記念物の修理、変更又は内外の改装と、そこでの保存作業の実行は、次の項で規定されている通りに任命される委員会の満場一致の勧告に基づいて与えられる、教育・宗教大臣の同意に関する法典化古代遺物法 5351/1932 号第 52 条の規定に準拠する。

2.特別天然景勝を示すものとしての、ある場所の選定と、前項 b 号にある国家の特別保護に価する美術品の定義は、官報に告示され、教育・宗教省(美術部)内に設置される委員会の全員一致の勧告に基づいて発布される、教育・宗教大臣の命令によって効力を生じる。かかる委員会は次の通り構成される。

(1)委員長として、省の総局長

(2)教育・宗教省内の(a)復旧局長、(b)美術局長、(c)技術サービス局長

(3)観光総局長の決定によって二年の任期で任命される観光総局長室代表者一名

(4)アテネ国立工科大学建築部の構造技術科長及び建築科長の地位を占める教授
二名

(5)その教授会によって二年の任期で任命される美術学部教授一名

(6)国立美術館長

(7)ギリシャ美術委員会委員長

(8)教育大臣によって任命される美術評論家一名。

当該委員会は、教育・宗教大臣によって召集され、少なくとも6名の委員が出席するもの

とし、出席者の過半数投票によって決定を行なう。

教育・宗教省の局長の一名が、二年の任期で上記委員会の事務局長に任命される。

3.特別保護命令が必要とみなされた 1830 年以後の絵画、彫刻、建築作品、著名な工芸品又は有名なポピュラーアートの保存、保全、移転又は状態の変更は、第 2 項に基づいて設置される委員会の全員一致の勧告に基づいて与えられる、教育・宗教大臣の同意を条件とする。

国家の特別保護に価するものとしての上記作品の選定は、第 2 項に基づいて任命される委員会の勧告に基づいて発布され、官報に告示される教育・宗教大臣の命令によって実施される。

第2条

前条の第 2 項乃至第 3 項に基づいて発布される行政命令の官報告示と同時に、法典化古代遺物法 5351 号第 52 条の規定は、上記命令で言及されている建造物、場所及び作品に完全に適用される。

第3条

教育・宗教大臣は、本法第 1 条 1 項及び 3 項の対照となる工事を行なうため求められた許可を与える場合には、前条 2 項に基づいて設置される委員会の全員一致の勧告に基づいて、行なわれる工事に関しては修正を、第 1 条 3 項で言及されている作品の保存又は移転に関しては制限を課することができる。

第4条

本法第 1 条に基づいて発布される行政命令の概要の官報告示は、法律上当然に、更なる手続を必要とせず、当該行政命令に示されている建造物、建築又はその他の作品に関する工事の中止決定を有効にし、以前それに与えられた許可を無効とする。

第5条

1.1830年以前の美術的・歴史的記念物及び建造物の区分(法典化古代遺物法 5251号第52条)は、1830年以後の歴史的に重要な建造物と史跡を含めるため、拡大することができる。かかる史跡は以前に、考古学審議会の全員一致の勧告に基づいて発布された教育・宗教大臣の命令によって史跡として選定され、官報で公示されなければならなかったものである。

2.上記のように選定された歴史的建造物及び史跡は、法典化古代遺物法と、1830年以前の美術的・歴史的記念物及び建造物に関する復旧局の設置に関する法律 216/1943号の全ての規定の対象となる。

史跡はまた特に、法律 5351号第50条の対象となる。

第6条

1.それぞれの場合に、教育・宗教大臣の命令によって発布される B.命令は、本法の適用に関する詳細を規制するものであり、官報での告示を以って効力を生じる。

2.同様の B.命令によって、法典化古代遺物法 5351号の全て又は個々の規定は、本法で言及されている史跡及び建築作品又はその他の作品に拡大することができる。

第7及び第8条

(彫刻家ディミトリアデスの作品の国家への贈与に関連するもの。)

1950年8月2日

アテネ